

## 国際刑事司法における並行捜査および 並行訴追の規律原則

### —中核犯罪訴追のプレミスが刑事手続の一般原則に与える 影響に関する一考察として—

越 智 萌

#### はじめに

諸国内では、捜査が複数の主体により同時に行われる状況や二重に訴追が行われる状況は、国内法上の原則や規則によって規律されている。例えば、国内の検察官を一体のものとして捉える検察官同一原則や、二重起訴禁止原則、裁判所の管轄権の割当規則等がある。一方、中核犯罪（core crimes）に対する正義を追求する国際刑事司法における捜査や訴追は、同一国内の複数機関ではなく、複数の国や国際裁判所によって並行して行われることが多く、国際法による規律が必要となる。そのため、特設法廷や国際裁判所等を設置して新たな刑事司法権を設立する際には、当該司法権が有する捜査権や訴追権と競合する虞のある国家司法権との関係を調整する個別の規則が設定されてきた。機関ごとの個別規則については多くの研究があるものの、国際刑事司法における並行捜査や並行訴追の一般的な特徴や、それを踏まえた一般原則については、十分に検討されていない。

本稿は、国際刑事司法における並行捜査および並行訴追の規律に関する一般原則について考察し、国際刑事司法に特有のプレミス（premise：前提となる事情や価値）が同原則の妥当性および内容に与える影響について検討する<sup>1)</sup>。以下では、まず、一般的な並行捜査および並行訴追の規律に関する原則の理論的根拠と諸国の国内法における規律原則について概観した上で、国際刑事司法機関の捜査および訴追の特徴を踏まえ、国際刑事司法における並行捜査および並行訴追の規律に関する一般原則について検討する。なお、本稿において捜査（investigation）とは、捜査機関が、犯罪が発生したと思量されるときに、公訴の提起または遂行のため、犯人を発見および保全し、証拠を収集および確保する行為を指す。したがって、特定の手続の段階

ではなく、これらの性格をもつ処分<sup>2)</sup>の集積を表す<sup>2)</sup>。他方、訴追 (prosecution) の概念は、法体系によって様々であり統一的な定義は困難であるが、一般的には検察官が<sup>3)</sup>、捜査によって集積された情報をもとに刑事訴訟を行うことを指す<sup>4)</sup>。訴追の具体的行為としては、公訴提起 (起訴) および公訴の維持があげられる。捜査機関と訴追機関が分離されている制度もあるが、同一機関が双方を行う場合もある。また、同時進行する捜査および訴追の調整の問題は、諸国際法規および諸国の国内法では必ずしも別の問題としては扱っていない場面もある。

## 1. 並行捜査および並行訴追の規律に関する諸原則

### 1. 1. 並行捜査の規律

#### 1. 1. 1. 理論的根拠—訴訟経済、効果的な訴追

並行捜査を規律することの理論的根拠として、次の二つがあげられる。第一に、訴訟経済的理由である。先の捜査が十分になされている場合、同一の事件について同等のコストをかけて捜査を行うことは訴訟経済に反する。また、同時に複数の捜査機関によって逮捕や勾留が行われる場合には、被疑者に対する負担が二重になるため、不必要な捜査は制限される必要がある。

第二に、捜査自体に対する弊害があげられる。同一の事件について並行する捜査が複数の捜査機関によって行われる場合、証拠が拡散するといった実質的な弊害が予想される。例えば、国際刑事司法協力として特定の証拠の引渡が求められても、当該証拠を引き渡してしまうことが自国において進行中の別事件に対する捜査を妨害するような場合には、協力を拒否する必要がある。また、特に証人との関係において、目撃者が連続する取調べに疲弊し、協力を消極的になることで必要な証言が得られなくなることが考えられる。さらに、物的証拠の場合には、複数の捜査機関に証拠が拡散して保管されることによる欠損の問題や、重要な証拠にアクセスする限られた機会を逃す危険等が想定される。

#### 1. 1. 2. 検察官同一体原則

現代では、ドイツやフランス、米国において、犯罪捜査は警察の職域であるが、捜査を指揮する権限を有しているのは検察官である<sup>5)</sup>。しかし、概念的基礎に関しては両者に差があるといわれる。大陸法体系の国では、裁判所の職権主義的審判を手続の中核に据え、捜査はその補助手段と捉えることから、捜査の主催者は警察というより予審判事や検察官であり、検察官による統制が行われる<sup>6)</sup>。他方、英米法、特に米国的な考え方からは、個別事件の捜査の担当者は、全国的な官僚組織としての検察官ではなく、地方自治の理念を背景に有する警察であるとの認識が強いといわれている<sup>7)</sup>。

同一事件に対し並行する捜査・訴追活動を行う場合について規律する国内法には、関連する

原則として、ドイツ、フランス、日本等で一般にいわゆる検察官同一体原則があげられる<sup>8)</sup>。これは、検察官が全国的に統一的で階層的な組織をなし、一体として検察事務を行う原則をいう<sup>9)</sup>。したがって、検察官は法的に単一かつ同一の人格のみを形作ると見做されるので、一検察官の行動は各検察官個人の名においてではなく検察全体の名において行われる。そのため、公判の途中で担当者が交代しても、訴訟手続を更新する必要はない。検察官の同一体の原則からは、同一国の検察官個人がそれぞれ個別に捜査を行っていたとしても、それらは同一の検察体の行為として包含されるため、並行捜査の問題とはそもそも見做されない。司法警察による捜査の場合でも、検察官と司法警察は互いに独立の機関でありながら、検察官の一般指示権や一般的指揮権等により関連性をもつ<sup>10)</sup>。

他方、連邦と州の二元構造を有する米国での犯罪捜査は、連邦レベルでは「連邦捜査局 (Federal Bureau of Investigation : 以下、FBI)」と「連邦検事局 (federal prosecutors ; United States Attorneys)」、州レベルでは「法執行機関 (law enforcement agencies)」と総称される警察機関または地方検事局の調査官によって行われる<sup>11)</sup>。例えば議員の殺人事件等の、連邦と州の双方が訴追に関心を有するような事件では、連邦と州の管轄権の競合は頻繁に生じ、捜査も並行して行われるのが通常である。しかし、司法的な管轄権の調整は特に設けられておらず、実際には、被疑者の身柄を最初に確保した方が、裁判を行うことができる<sup>12)</sup>。

## 1. 2. 並行訴追の規律

### 1. 2. 1. 理論的根拠—訴訟経済、二重判決回避

同一事件に対する二つ以上の訴追を同時に行うことを禁止する規律は、「二重起訴の禁止」の概念として大陸法で広く認識されている。二重起訴の禁止の概念は、裁判所に係属した訴訟物について、当事者はさらに訴を重ねて提起することはできないという民事・刑事を問わない訴訟上の大原則であるといわれる<sup>13)</sup>。

第一に、被告人および裁判所に対して同一事案について不必要な重複する作業 (*doppelte Arbeit*) を課すことになることがあげられる<sup>14)</sup>。また、一つの訴訟を提起し、公判を行い、判決を出すといった一連のプロセスには、司法機関における人的および金銭的なコストがかかる上、被告人にとっての金銭的、時間的、および身体的負担が生じる。これらの理由から、不必要な訴追は可能な限り制限される必要がある。

第二に、二重判決の回避があげられる。二重の起訴がある場合には、結果として二重の判決が生じ得、被告人が同一事件について二度処罰されてしまう問題に加え、判決が二重になることで判決の信頼性が低下する。そのため、ある起訴が行われた際に、同時進行する同一訴訟物に対する裁判がある場合、他方の裁判の結果生ずる一事不再理効により、結果として当該起訴の対象事件は実体判決を得ることができない。このような状況がないことを訴訟を継続するた

めの条件とする概念として、訴訟条件があげられる。訴訟条件は、管轄違いや時効など、一定の訴訟において一定の訴訟対象物に関し実体判決を得ることができるか否かを左右する諸条件の総体として定義されている<sup>15)</sup>。ドイツの通説では、実体判決の言渡しができない諸状況がある場合、または実体判決を目標として手続を続行することを不可能にする諸状況が判明する場合、即時に手続を打ち切るという実体判決条件説をとっているといわれる<sup>16)</sup>。そのため、二重の起訴の場合には、訴訟条件を満たさず不受理とされるルールが必要とされたと考えられる。

並行訴追規律のもう一つの理論的根拠として、被告人の保護の観点がある。英米法では、二重起訴の禁止は「二重の危険」原則により規律されている。二重の危険は、審理の負担を二度被告人に負わせるのを禁止する原則である<sup>17)</sup>。ここでいう危険とは、実体的審判の危険、すなわち有罪判決を受ける危険を意味する<sup>18)</sup>。訴追が並行して二件以上行われれば、有罪判決を受ける危険が二重となる。再度の訴追に対して個人を保護する最も明白な理由は、そうしなければ公正ではないからである<sup>19)</sup>。すなわち、被告人が同じ行為について何度も訴追を受けることが可能であれば、検察官は被告人を有罪にするまで何度でも訴追を繰り返すことが可能となる。この考え方では、一個の事件について、法の下で裁かれ、有罪判決を受けた場合には相当な期間の身体の拘束や最も重い場合には終身の身体拘束または死刑を言い渡されるかもしれないことを、「危険」と捉える。そのため、被告人を国家による刑罰権濫用の危険から保護することが必要とされたのである。

### 1. 2. 2. 管轄規則と二重起訴禁止

同一国内において同時に二つの訴追手続が行われる場合の規律については、上述の検察官同一体原則のほか、第一に、基本的に国内法では、事物管轄や土地管轄といった裁判所の管轄権の割当ての制度が存在している。第二に、多くの国では、裁判管轄による基本的な規律に加えて、他の裁判所への事件の係属を訴訟条件不備として捉えて、二重起訴を制限する仕組みを整えている。他方で、連邦制をとる米国では、連邦と州の間の二元的裁判制度（dual court system）をとっており、連邦と州の間の管轄権調整はもっぱら政策的判断によって規律されることが多く、また二重起訴の問題は二重の危険の概念を用いて規律される。

まず、裁判管轄については、例えばドイツでは事物管轄は裁判所構成法1章で、刑事事件の土地管轄については刑事訴訟法7条以下で規定している。これらの管轄概念で解消できない管轄問題については、機能的管轄という概念で説明されている<sup>20)</sup>。他方フランスでは、人や犯罪の種類や軽重によって担当する裁判機関が異なるため、土地管轄、事物管轄に加え人的管轄といった詳細な割当ての規則が存在する<sup>21)</sup>。またフランスでは、最も重大または最も複雑な事件については、本案に入る前に予審裁判所が用いられる<sup>22)</sup>。日本でもドイツと同様、事物管轄については裁判所法<sup>23)</sup>、土地管轄については刑事訴訟法2条等で、各裁判所の管轄区域内に、

犯罪地または被告人の住所、居所、現在地がある事件について土地管轄が認められることを定めている。

このように、裁判管轄によって、基本的には一事件について担当する裁判所はある程度規律されているが、それでもなお同一事件について起訴が二重になった場合には、訴訟条件としての二重起訴の禁止によって規律される。例えばドイツでは、具体的事件が訴追可能であるための条件の一つとして、事件が「手つかず（unberührt）」でなければならない<sup>24)</sup>。そのため、もし同一の事件が既に他の裁判所に係属しているときは、審級の異なる裁判所間では下級の裁判所は事件を上級の裁判所に移送し、同等の裁判所間では事件が最初に係属した裁判所が優先する<sup>25)</sup>。また日本の刑事訴訟法では、同一事件が事物管轄を異にする数個の裁判所に係属するときは、上級の裁判所が（日本刑事訴訟法 10 条）、同一事件が事物管轄を同じくする数個の裁判所に係属するときは、最初に公訴をうけた裁判所が審判する（同 11 条）。また、公訴があった事件について、再び同一裁判所に公訴が提起された場合には、公訴を棄却せねばならない（同 338 条 3 項）<sup>26)</sup>。

他方で、二元的裁判所制度を採用する米国では、連邦裁判所および州裁判所の管轄権が設定されている<sup>27)</sup>。連邦と州の裁判所のどちらに公訴提起すべきかの規則は、一般的に、連邦法の違反行為は連邦裁判所で、州法の違反行為は州裁判所で審理および判断される。しかし、連邦と州は固有の権利として各々の主権を有するとの「異なる主権の法理」により、一つの行為が両方の法を侵害しているとされる場合には、両方で審理を請求することも可能であり、両方の裁判所でそれぞれ裁判され処罰されても二重の危険の問題にはならない<sup>28)</sup>。しかし、この法理は例外的に用いられるものであり、実際、連邦検察官のマニュアルでは、「やむにやまれぬ事情」がある場合にのみ、二重の起訴を行うこととされている<sup>29)</sup>。

## 2. 国際刑事司法における並行捜査および並行訴追

### 2. 1. 国際刑事司法における捜査および訴追の特徴

#### 2. 1. 1. 捜査および訴追主体

国際刑事司法領域における捜査および訴追を行う主体は、国内の刑事司法システムにおけるものとは異なる形態をとっている。

第一次世界大戦後から、戦争犯罪事件に対し、証拠の収集を含む調査および裁判機関設置に伴う諸事項についての報告を行う調査委員会が設置されるという方法がとられてきた。これらの調査委員会は、実質的には国際刑事司法機関における刑事裁判のための証拠収集等の捜査を行う、実質的な捜査機関としての役割を担った<sup>30)</sup>。

また、近年の中核犯罪訴追を行う刑事司法機関では、多様な捜査および訴追主体が設定され

ている。国際的な刑事司法機関は、多国籍の職員で構成される検察局を備え、地元の捜査機関と協力して捜査および証拠収集にあたる。また、ほとんどの国際刑事司法機関では、主任検察官（Chief Prosecutor）が当該国際刑事司法機関の「検察官」全体を代表するという、検察官同一体原則が採用されている<sup>31)</sup>。

## 2. 1. 2. 国際的な協力

国際刑事司法における捜査や訴追には、国際的な協力が必要である。中核犯罪は、多くの場合、時間的、地理的に大規模に行われることが多い。また、その実行者や被害者の数が膨大となることも特徴としてあげられる。犯罪実行中または後にその実行者が他国に逃亡する場合や、大量の被害者が他国に避難するといった現象も頻繁に見られる。そのため、中核犯罪実行者の身柄確保や、証言等の収集のためには、国際的な協力が必要となる。

また、特に国際刑事司法機関は、多くの場合独自の検察局を備えてはいるものの、その検察官が本来国家の公権力である強制力を各国内で行使することは通常は許容されない<sup>32)</sup>。そのため、刑事訴追の根幹である被疑者の身柄確保や証拠の押収等は、原則的に国内の警察や検察による強制力行使がなければ実現しない。そして、中核犯罪の被疑者に最初に接触し逮捕や拘束を行うのは、通常地元の司法当局である。

旧ユーゴスラヴィア国際刑事法廷（ICTY）やルワンダ国際刑事法廷（ICTR）といった特設法廷の規程では、容疑者の捜査および訴追に関して協力を行う各国の一般的な義務が規定されている（ICTY 規程 29 条 1 項、ICTR 規程 28 条 1 項）。また、各国は、第一審裁判部が発出する援助要請または命令に対しては不当に遅延することなく従うと規定されている（同各 2 項）。また、特設法廷検察官は、被疑者、被害者および証人に質問し証拠を収集することや、実地調査を行う際には関係国の当局の援助を求めることができることとされている（ICTY 規程 18 条 2 項、ICTR 規程 17 条 2 項）。プラスキッチ事件では、ICTY 規程が国際連合（国連）安全保障理事会（安保理）決議で制定されていることから、ICTY からの協力要請は、国連憲章 7 章および 25 条の規定と安保理決議 827 により拘束力を有することが確認されており、ICTY は主権国家に命令を発する例外的権限を有することが確認された<sup>33)</sup>。

ICC でも、捜査は国家からの協力を得て行うことが原則であり（ICC 規程 99 条 4 項）、ICC 検察官が直接行うことができるのは、任務を果たし得る国内機関がないという例外的な場合に限られている（同 57 条 3 項 (d)）。被疑者の身柄確保は、ICC 検察官の請求により ICC 予審部が逮捕状を発付して行うが、逮捕状の執行は被請求国の司法制度が機能している限り国家によってなされ、人証や物証の確保も規程 9 部の諸規定に従い、各国の協力を得ることで実現される。締約国は、ICC が行う捜査および訴追において、自国の安全保障上の利益が脅かされる虞がある場合を除き（同 72 条）、裁判所に対し十分に協力し、自国の国内法の手続が協力の

ために利用可能であることを確保する一般的な義務を負う（同 86、88 条）。ICC からの請求内容の即時の実施が困難な場合には、締約国は事態の解決のために裁判所と遅滞なく協議する（同 97 条）。締約国が協力の請求に応じず裁判所の任務および権限の行使を妨げた場合には、裁判所は締約国会議に問題を付託でき、さらに事態が安保理からの付託の場合には、ICC は安保理に問題を付託できる（同 87 条 7 項）。

アルバシール事件決定に付された共同反対意見では、国は ICC の管轄権行使を ICC に代わって行うといういわゆる「管轄権代理理論（Surrogation of Jurisdiction theory）」が提唱されたが、その妥当性について議論が続いている<sup>34)</sup>。同理論によれば、ICC 逮捕状の執行、および協力要請に応じた諸国家の司法当局による捜査活動はすべて、ICC の権限と統制に基づいて行われるものとみなされる。世界中の捜査官があたかも ICC の検察官の統制のもとに行動するという司法システムが構想されることになれば、ICC 検察官と諸国内の捜査官の同時捜査は、諸国の捜査官が ICC からの協力要請の実現のために行動し始めた時点から、もはや並行捜査とはみなされなくなろう。

## 2. 2. 国際刑事司法における管轄権配分

国際刑事司法機関の刑事司法権および国家の刑事司法権は、同一の事件に対して管轄権を行使することができるため、競合する管轄権を有することになる。そのため、中核犯罪事件に管轄権を有する国家司法権による捜査や訴追との関係をどのように調整するかは、国際刑事司法機関の設立に伴う難問の一つであった。しかし、これらの関係を規律する慣習国際法は未だ存在せず<sup>35)</sup>、競合する管轄権の規律は、統一的な調整原理をもたない、法の空白が顕著に見られる問題として残されていた。そのため、個別の国際刑事司法機関の設立の際には、個別の規定でこの問題に対処せざるを得なかった<sup>36)</sup>。

以下では、特設法廷と ICC で大きく異なる管轄権規則の特徴を踏まえて、それぞれの並行捜査および並行訴追の規律規則と諸国の国内法制について見ていく。

### 2. 2. 1. 特設法廷—優先性

#### (1) 優先的管轄権

国際刑事司法機関と国家の管轄権の競合を規律する概念として最初に現れたのは、国際刑事司法機関の管轄権の優先性の概念である。

ICTY および ICTR の究極の目標は対象地域に平和をもたらすことであり、その実現のためには諸国家の管轄権と並行する管轄権を確保するだけでは十分効果的とはいえなかった<sup>37)</sup>。紛争によって疲弊した旧ユーゴスラヴィア諸国やルワンダおよびその周辺国に訴追を任すより、諸国の手続を遮ってでも、国際法廷での手続を確保する必要性が主張されたのである。そ

のため、安保理の権限の下、国連加盟国の国内裁判所に対する特設法廷の優先性（primacy）が認められた。この優先性の原則について定める ICTY 規程 9 条および ICTR 規程 8 条によれば、ICTY や ICTR は国内裁判所に対して、自身の管轄権を優先するよう要求することができる。当該要請をうけた国家は、裁判所の管轄に属する事件が自国の国内裁判所に係属する場合、これら国際裁判所の要請に従わなければならない<sup>38)</sup>。ICTY 手続証拠規則 11 および ICTR 手続証拠規則 11 によれば、これら特設法廷から国内での捜査や訴追の延期要請をうけた国家が 6 か月以内に当該要請に従わない場合には、安保理に通知される。

ICTR のバゴソラ事件では、対象事件についてベルギー国内でも捜査が進行していることについて、ベルギーに対し国内での捜査を延期するよう求められた。同事件では、並行捜査の弊害について検討された。特に証人との関係において、並行捜査により生ずる複数の混乱と複雑な事情が ICTR における捜査にとって障害をもたらすものとなるかもしれないことが検察官により主張された<sup>39)</sup>。裁判部も同主張を認め、ベルギーに対して並行する国内手続延期を要請した<sup>40)</sup>。

## (2) 諸国の協力法

ICTY や ICTR 設立後、これら特設法廷との刑事司法協力体制を構築するための国内法の制定が盛んに行われた。ICTY に対する協力法を設定した国は、2000 年時点で旧ユーゴスラヴィア諸国、欧州諸国および米国を含む 23 か国、ICTR に対する協力法を設定した国はアフリカ諸国、欧州諸国および米国の約 13 か国であった<sup>41)</sup>。

しかし ICTY や ICTR からの自国内での捜査または訴追の延期要請があった場合の手続について、国内法で整備している国は多くはない<sup>42)</sup>。例えば、「旧ユーゴスラヴィア国際刑事法廷に対する協力に関する法律」（ドイツ ICTY 協力法）2 条やフランスの「法 95-1 号」（フランス ICTY 協力法）の 3 条から 6 条では、諸国の国内裁判所が、ICTY からの延期要請の対象犯罪が ICTY の管轄犯罪か、そして、延期要請が国内で進行中の手続の対象に関係するかを審理する規定が置かれている<sup>43)</sup>。

## 2. 2. 2. ICC—補完性

### (1) 補完的管轄権

ICC は、安保理決議に基づく特設法廷とは異なり、多国間条約に基づき設置された。条約交渉において、ICC には優先性は与えられず、国家の管轄権との関係について補完性の原則を採用することが決定された（ICC 規程前文 10 項、1 条）。同原則によれば、ICC は国家の刑事司法権を補完するものであり、国家による捜査、訴追または裁判が真正に行われている事件について、ICC は刑事手続を続けることはできない（同 17 条）。この補完性は、ICC におけ

る事件の受理許容性審査によって、特定の事件を受理不許容とすることで具体化される。

補完性原則のために、事態付託の方法に関わらず ICC が事件を受理できない場合については、規程 17 条に定めが置かれている。受理許容性に関する審査は、これまで ICC 事件のほぼ全てにおいて、手続の様々な段階で行われてきた<sup>44)</sup>。受理許容性審査では、①国内手続の存在、②国家の意思または能力、の 2 段階のテストが用いられることが判例で示されてきたが<sup>45)</sup>、受理許容性の審査で重要とされてきた論点として、第一に実質的行為の同一性、第二に犯罪の同一性、および第三に国家の捜査または訴追する能力および意思の三点があげられる<sup>46)</sup>。

他方で、ICC 規程では、ICC への協力が、締約国内での別事件に対して影響する場合について考慮する規定も盛り込まれている。規程 94 条によれば、ICC からの請求内容を即時に実施することが、別事件について進行中の国内での捜査または訴追を妨げ得る場合には、当該請求内容の実施を裁判所と合意した期間延期することができる。ただし、その延期は、被請求国における当該捜査または訴追を完了するために必要な期間を超えてはならないとされる。

## (2) 諸国の協力法

ICTY や ICTR との協力が求められた国は主に欧州やアフリカ諸国に限られていたが、1998 年の ICC 規程採択に伴い、より多くの国において、ICC 協力法の制定の動きが活発化した。その中で、ICC の捜査または訴追と自国の捜査または訴追が同時進行していた場合に関する法制が複数見られる。

例えばドイツ ICC 協力法 28 条では、ドイツ国内で ICC 管轄犯罪について刑事手続が行われており、ドイツの手続が継続されなければ ICC が被疑者の引渡を要求する場合に、国内刑事訴追における特別な理由に基づき公の利益であると見られる場合には、ドイツ検察官は訴追を行うことを控えることが規定されている。また、イギリス ICC 協力法付表 2 第 1 部 2 条 2 項では、対象事件の範囲に関わらず、ICC から逮捕および引渡の要請があった場合で、国内裁判所において当該者に対する手続が係属中または進行中である場合には、裁判所は必要に応じて国内手続を停止する等の措置をとることが規定されている。

一方、日本の ICC 協力法 6 条では、証拠の提供に関し、ICC からの協力要請に応ずることによって、ICC からの請求の対象犯罪以外の事件について日本国内での捜査または裁判所に係属している事件の裁判を妨げるおそれがあり、直ちに当該請求に応ずることが相当でないと認めるときには、直ちに請求に応ずることはせずに、協議を行うと定めている。また、日本は、ICC 協力法 19 条によって、引渡犯罪に係る事件が日本の裁判所に係属する場合には、ICC 規程 17 条によって受理許容性が認められている場合を除いて、引き渡さない場合と規定されている。

### 3. 国際刑事司法における並行捜査および並行訴追の規律

#### 3. 1. 国際刑事司法領域における並行捜査および並行訴追の規律の意義

以下では、並行捜査および並行訴追の規律に関する原則の、国際刑事司法領域における適用可能性について考察する。そのために、並行捜査を規律する原則の理論的根拠である訴訟経済的理由および効果的な捜査の確保、並行訴追を規律する原則の理論的根拠である訴訟経済および二重判決回避は、国際刑事司法領域における捜査や訴追にも妥当するかについて検討する。

##### 3. 1. 1. 並行捜査規律の意義

###### (1) 訴訟経済

一般的には、国際刑事司法領域において、二つ以上の異なる刑事司法権間で捜査が並行する場合の訴訟経済は、問題となり得る。しかし、国際刑事司法機関が国家の協力を不可欠なものとしているという特徴からは、むしろ複数の捜査の同時進行が必要とされるように思われる。特に、犯罪実行地国や被疑者所在国での捜査内容の共有を前提に国際刑事司法機関の捜査が行われることが通常であるため、最初から並行する捜査を禁止することは必要ではない。中核犯罪についての訴追では、関連する他の犯罪の関係者も膨大な数になることが予想される。そのため、事件のうち重大性の高いものは国際刑事司法機関で扱われるにしても、それ以外の事件については、自国での訴追の対象になることが予想される。そのため、遅かれ早かれ、中核犯罪事件の多くは、その周辺犯罪の訴追が犯罪地国または被疑者所在国で必要となるため、並行する捜査は無駄になることはなく、捜査協力者に対する過剰な負担とはいえないと考えられる。中核犯罪事件に対する捜査は、事件が複数の国家を巻き込んでいる場合や、被疑者および証拠が複数の国に所在している場合も多いため、むしろ捜査はその証拠物に近接する国家の司法当局によって世界規模で行われることが望ましいとすらいえる。

したがって、並行捜査規律の原則を支える第一の理由であった訴訟経済的理由は、国際刑事司法領域で並行する捜査を規律する原則を適用する十分な根拠とはならないと結論付けられる。

###### (2) 効果的捜査

二つ目の、並行捜査が効果的な捜査を妨げる虞についても、国際刑事司法の特徴から、その防止の重要性は相対的に低いと考えられる。

複数の捜査機関が同時に同一事件に対して並行する捜査を行うことは、得られた証言の信頼性低下や、証拠の拡散による欠損等が弊害として想定される。国際刑事司法の場合でも、これらの弊害は当然予想され得る。しかし、中核犯罪事件の特徴として、捜査主体が複数となるこ

と、および国家の捜査機関の協力に多くを依存することを指摘した。国際刑事司法機関による諸国家の国内での自由な捜査活動が許されているという例外的な場合を除いて、基本的には複数の捜査機関による並行した捜査の集積によって訴追を行うことが想定されている。当然、中核犯罪訴追を行う刑事司法権における裁判のための効果的な捜査には、複数の関連国家の国内当局が捜査活動にあたり、得られた情報を当該刑事司法権に移送してもらうという協力の体制が必要不可欠であるが、このことは並行捜査を禁止する方向に向くことを含意するとは考えられない。

したがって、並行捜査規律の原則を支える第二の理由であった効果的な捜査の志向も、それらの捜査が共に同一の中核犯罪訴追を目指している限り、国際刑事司法領域で並行する捜査禁止原則を適用する十分な根拠とはならないと結論付けられる。

### 3. 1. 2. 並行訴追規律の意義

一方、国際刑事司法領域における並行訴追規律原則は、以下で確認されるとおり、重要なものと捉えられる。並行訴追の規律原則の原理としてあげた二つの理由は、訴訟経済と二重判決回避であったが、これらの理論的根拠が国際刑事司法領域においても並行訴追規律の根拠となり得るかについて考察する。

#### (1) 訴訟経済

並行訴追規律の第一の理由である訴訟経済的理由については、国際刑事司法においても妥当すると考えられる。まず、被告人の立場から見れば、自身に対する手続負担が二重になる点が問題とされ得る。異なる刑事司法権において同一事件に対して並行して訴追が行われれば、被告人にとっては同一の事件について複数の手続に対し負担を負うことになる。複数の刑事司法権が併存し、中核犯罪実行者の逃げ場をなくすため管轄権の重複を前提に各々の刑事司法権が訴追を行い得る国際刑事司法領域においても、被告人の身柄は一つであるため、被告人の身柄拘束と起訴が不必要に繰り返されることは避けられるべきである。こうした訴訟経済的理由から並行訴追が禁止される必要があるという論理は、国際刑事司法領域においても妥当すると考えられる。

また、他国や他の国際機関の活動であっても、中核犯罪訴追という共通の目的を協働して追求しようとする国際社会の取組みという視点から見れば、その資源の有効活用という点からは、同一の中核犯罪に対する並行訴追は訴訟経済に反するという論理は、国際刑事司法領域においても妥当し得る。

訴追が並行する虞がある場合としては、訴追を行おうとする対象と先行の訴追の同一性が明らかである場合と、訴追を行おうとする対象と先行の訴追の範囲が重複しているかが明らかで

はない場合が考えられる。前者の場合には、訴追の結果、ある刑事司法権の判決が最終的に一事不再理効をもつのであれば、別の刑事司法権で訴追活動が開始されたまたは開始されようとしている段階で、自身の刑事司法権での並行訴追を行う必要はない。そのため、不必要な訴追をあえて行う必要性は、いずれの司法権においても認められないと考えられる。しかし、後者の場合では、結果的に先行の訴追が終結して確定判決が出されたとしても、その一事不再理効により後の訴追が意味のないものになるかどうかは、訴追段階では明らかではないため、訴訟経済の問題が結果的に発生しない可能性も残る。

## (2) 二重判決回避

並行訴追の規律原則の二つ目の原理である二重判決回避については、一事不再理原則との関連で捉えることができる<sup>47)</sup>。すなわち、同一事件について二つの訴追が並行する場合、最終的に一事不再理原則が適用されることが予想されるのであれば、後に始まったまたは後に判決を下した司法権における実体判決は意味のないものになる。並行訴追を行った結果、他の刑事司法権での前訴が確定した後に後訴が有効な確定判決を得ることは想定しがたい。そのため、このような結果が予想されるような事件は、実体判決の得られない事件であり、このような事件に対する訴追は、いわゆる訴訟条件を満たすものとは考えられない。

したがって、国際刑事司法領域においても、他の刑事司法権において訴追が開始される場合には、同一事件については後に一事不再理効により後訴が禁止されるため、訴追しても結果的には有効な判決が得られないことから、訴訟の結果二重判決は生じないという訴訟条件を確保する意味合いでの並行訴追の禁止が志向され得ると考えられる。

## 3. 2. 国際刑事司法領域における並行訴追規律の方法

以上の検討からは、国際刑事司法領域において、並行訴追規律の確保は意義のあるものであると結論付けられる。一方、並行捜査の一般的な禁止に関しては、国際刑事司法領域における捜査および逮捕手続の特徴から、その意義が認められないといえる。したがって、国際刑事司法領域で適用可能な法の一般原則として認められ得るのは、並行訴追規律原則に限られる。そのため、以下では並行訴追規律原則に焦点を絞って検討していく。

最後の論点となるのは、並行訴追規律を確保するためにはどのような方法が適切であるかという点である。諸法規の比較検討からは、第一に、裁判所の管轄権の割振り、または第二に、先行の捜査および訴追の優先という二つの方法があげられた。以下では、これらのうちいずれが国際刑事司法領域において利用可能な規律方法なのかについて考察する。

### 3. 2. 1. 管轄権の割振り

国際刑事司法機関と国家の関係の規律のために、管轄権の割振りの規則が設けられてきた。そうした規則には、国際刑事司法機関を優先的とするものと、補完的とするものが見られた。これらのいずれの管轄権の割当て方法が選択されるかについては、機関の設置根拠によるといえる。安保理決議による設置の場合または国家と国連との国際的な合意に直接の根拠をもつ機関の場合、前者は国連加盟国、後者は対象国に対する優先性が認められ得る。一方、多国間条約によって設置された ICC の場合には、諸国の司法権を優先するような補完性原則が採用された。こうした違いは、国際刑事司法機関に対する諸国の国内協力法にも表れており、優先的管轄権を有する機関に対する協力法と、補完的管轄権を有する機関に対する協力法には違いが見られた。

国際刑事司法機関と国家の関係における捜査や訴追を規律する個別の規則は、各刑事司法権の性質や特徴を強く反映する。国際刑事司法機関が有する、国家管轄権との関係を規律する諸規則は、その機関の創設に携わる主体間の交渉の結実であり、関係国の権限と刑事司法の実効性のバランスを図った結果であるといえる。例えば、安保理決議の効力を背景とする特設法廷は、国家に対して優先的になるような規則を設けることが可能であった一方、多国間条約によって創設された ICC は、締約国との関係を、補完性原則を体現する諸規則によって規律している。

中核犯罪訴追を行う刑事司法権は、いわば状況対応的に様々な法的根拠に基づき創設されたが、その法的根拠によって、他の刑事司法権との管轄権の関係の規律の可能性が異なってくるといえる。これらのことから、中核犯罪訴追を行う刑事司法権に一貫した、管轄権の割振りの原則を見出すことは困難であると思われる。ただし、優先性と補完性はある意味一つの制度の両面であって、国際刑事司法機関と国家のいずれが優先的となりいずれが補完的となるのかをあらかじめ決定しておくべきであるという制度設計に関する原則は、一般的に妥当するであろう。

### 3. 2. 2. 先行の訴追の優先

二つ以上の訴追が同時になされていることが明らかとなった場合には、先行の訴追が優先され、後に始まった訴追を継続しないという規則は、多くの法規で見られる。

例えば、国際刑事司法協力に関する諸条約では、既に始まっている自国の捜査や訴追の優先、または既に始まっている先行の他国の捜査や訴追の優先の姿勢が見られる。犯罪人引渡モデル条約 4 条では、被請求国内で、引渡が要求された犯罪に関する訴追が引渡請求の対象犯罪について行われている場合、その事実をもって引渡を拒否できる可能性を示している。ただし、同事由は引渡の義務的な拒否事由ではなく、拒否は任意である。実際に、欧州犯罪人引渡条約 8 条や、日米犯罪人引渡条約 4 条 1 項 (2) でも同趣旨の規定が置かれている。また、米瑞犯罪

人引渡条約4条2項では、被請求国で同一の犯罪に対して訴追が行われるであろうときには、引渡を拒否し得るとしている。刑事司法共助に関する条約においては、近年、同一事件か別事件かに関係なく、共助が、自国で進行中の捜査を妨害するような場合には、共助請求の執行を保留することができる旨の規定が見られるようになっている。刑事司法共助モデル条約4条にも、同趣旨の規定が置かれている。コメントリでは、このような状況においては、捜査および訴追機関はそれぞれの国内での手続について協議し、満足 of いく管轄権の割当てに導くことが重要であり、協議の結果はどちらかの当事国が自らの主張を他の当事者の有利になるよう取り下げるといふものになり得ると述べている<sup>48)</sup>。同コメントリでいう協議について実際に定めているものとして、例えば日・EU刑事司法共助条約10条3項では、「被請求国は、請求された共助の実施が自国において進行中の捜査、訴追その他の手続（司法手続を含む。）を妨げると認める場合には、当該実施を保留することができる。被請求国は、その保留の理由を請求国に通報し、その後の手続について協議する。被請求国は、当該実施の保留に代えて、必要と認める条件を請求国との協議の後に付すことができる。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これにしたがう」と定めている。

引渡や共助拒否事由として自国で進行中の捜査や訴追が認められるのは、別の見方をすれば、先行の捜査や訴追が優先されているといえる。引渡および共助が国家の裁量で行われていた間は、国内の捜査や訴追の効果的な進行は自国の重大な利益と考えられ、特別な理由のない限りは自国の捜査や訴追が当然に優先されてきたと考えられる。引渡や共助が条約で義務化されても、近年の刑事司法協力条約において、引渡の対象となっているものと同一の犯罪について自国の捜査や訴追がある場合には拒否事由として、異なる犯罪について自国の捜査や訴追があり、引渡や共助の実施がこれに影響する場合には延期事由として、協力義務の免除が設定されている。

また、国内で定着している二重起訴の禁止は、原則を具体化する方法として、訴追が開始された事件が先に係属した裁判所の手続が継続され、後に開始した手続を打ち切るという方法がとられていた。さらに、米国における連邦と州の間の競合する管轄権間でも、先に被告人の身柄を確保した方の管轄権下で手続が行われていた。

さらに、この傾向は、国際刑事司法機関に対する国家の協力に関する諸規定にも、限定的にはあるが反映されている。例えばICCでは、ICCが訴追を行うとする事件に対し、先行の訴追が国内で進められている場合には、国内訴追に意志や能力の欠如が見られない場合には、この先行する国内訴追が優先される。しかし、先にICCが事件を受理し、犯罪事実確認手続がなされ訴追が開始された後は、国家は自国で捜査や訴追を開始したことを理由に、ICCでの事件の管轄権や受理許容性を争うことはできず（ICC規程19条）、結果として、ICCが訴追を開始した後は、受理した事件が打ち切られることはない。このように、ICCでも、訴追

を先に行った刑事司法権での訴追が優先される仕組みが採用されているといえる。ただし、特設法廷のような優先性を有する機関との関係では、国内での訴追が既に開始されていても国内での手続を延期する規則が用いられていたという例外がある。

これらの例から考えると、優先的な機関を設定する場合を除いて、並行訴追の規律を確保するための方法としては、先行の訴追を優先することが実効的であると考えられる。そのため、同時進行する訴追がある場合、並行訴追規律原則の確保の仕組みとして、訴追を先に開始した主体の手続が優先され、後に開始した訴追は継続できないという、実践的な仕組みが提示され得るといえる。

しかし、このいわば「早い者勝ち」のルールが、捜査が不十分なまま訴追を急いで裁判の質が低下することや、強引な被告人確保の実行等に結びつくことには留意が必要である。並行訴追規律原則は、国際刑事司法の普遍的価値である正義追求を重視するあまり、他の価値である真実究明や適正手続の保障が重視されない態様での刑事手続を促進させることにもなりかねない<sup>49)</sup>。この点は刑事政策の問題のようにも思われるが、国際刑事司法における管轄権や手続法における価値のバランスにかかわる重要な論点が潜んでいる可能性も残る。

また、先行の訴追を優先するという方法での並行訴追の規律は、訴追を開始しようとするとき、他の刑事司法権で既に訴追が開始されていることを確認する手段があることが前提となる。この点に関しては、国際的な情報共有だけではなく、より根本的には、被告人を確保しなければ訴追が開始されないとの規律が働いていることによって確保され得る。すなわち、並行訴追規律原則は、被告人不在のままでは訴追が開始できないという原則（欠席裁判禁止原則）によって、補強され得る<sup>50)</sup>。

## おわりに

本稿では、国際刑事司法における並行捜査および並行訴追の規律に関する諸原則について考察し、国際刑事司法の前提がその規範内容にどのように影響しているかを検討した。複数の刑事司法機関が共同して同一の犯罪事件の捜査にあたる国際刑事司法においては、並行捜査が前提となっており、国内平面や国家間関係での並行捜査の弊害より、共同捜査のメリットが優先された規範が見られる。また、並行訴追に関しては、管轄権の割振りの規範は見られるものの、その内容は国際刑事司法機関の制度的特徴に影響されるといえる。並行訴追の問題は国内平面と同様に避けられるべき問題とされているが、基本的には「早い者勝ち」の規則が妥当しているといえよう。

本稿の検討を通じ、国際刑事司法における並行捜査および並行訴追に関する規律は、国内平面や国家間関係とは異なる特徴を有していると結論付けられる。ただし、近年の国際刑事司法

の実行は、特設法廷や ICC といった個別国家からは独立した国際機関により行われるだけではなく、国家内に中核犯罪処理に特化した特別な法廷を国際機関の支援により設置し、既存の国内刑事司法システムを強化して、国家職員と国際職員が共同して捜査・訴追にあたるというハイブリッド型が増加している。このような法廷や裁判所に関しては、従来の国際刑事司法における並行捜査および並行訴追の問題は新たな局面を迎えていると考えられる。この点に関する考察については、今後の研究にゆだねたい。

### 【付記】

本研究は、拙著博士論文「国際刑事司法における手続重複の規律」（大阪大学、2015年3月）の一部を加筆・修正したものであり、JSPS 科研費 13J03500、19K13517 の助成を受けている。

### 注

- 1) プレミス概念については越智萌『国際刑事手続法の体系—「プレミス理論」と一事不再理原則』（信山社、2020年）参照。
- 2) そのため、「起訴前」または「公判前」の手続のみを指すわけではない。田宮裕『刑事訴訟法〔新版〕』（有斐閣、2008年）39-40頁参照。
- 3) 訴追の主体が検察官に限られることは、起訴独占主義と呼ばれる。平野龍一『刑事訴訟法概説』（東京大学出版会、1970年）79頁。
- 4) 一般的に、被告人に訴えの対象となっている犯罪事実（charge）を通知し、公判の対象を固定する起訴書類（accusatory instrument）または起訴状（indictment）を裁判所に提出することで公判活動が開始される。Håkan Friman, Helen Brady, Matteo Costi, Fabricio Guariglia, Carl-Friedrich Stuckenberg, “Charges,” in Göran Sluiter, Håkan Friman, Suzannah Linton, Sergey Vasiliev, Salvatore Zappalà (eds.), *International Criminal Procedure: Principles and Rules* (Oxford University Press, 2013), p. 383. しかし、予審制度がある場合には訴追の決定によって公訴が開始され、犯罪事実が確定するのは予審段階を経た後である（フランスや ICC）。G. ステファニ、G. ルヴァスール、B. ブーロック／澤登佳人、澤登俊雄、新倉修訳『フランス刑事法（刑事訴訟法）』（成文堂、1982年）307-308頁参照。日本では、起訴は、法律上の争訟に関する審判者の判断を求めて訴えを起すことを指す。公の（検察）機関がこれを行えば、公訴提起と呼ばれる。山本正樹、渡辺修、宇藤崇、松田岳士『プリメール刑事訴訟法』（法律文化社、2007年）100頁。
- 5) フロイド・フィーニー、ヨアヒム・ヘルマン／田口守一監訳『一つの事件二つの制度—米国とドイツの刑事手続—』（成文堂、2010年）225頁。
- 6) 同上、44頁。白取祐司『フランスの刑事司法』（日本評論社、2011年）185頁。
- 7) 田宮『前掲書』（註2）44頁。
- 8) ステファニ他『前掲書』（註4）80頁；クラウス・ロクシン／新矢悦二、吉田宣之訳『ドイツ刑事手続法』（第一法規、1992年）67-72頁；島岡まな他『フランス刑事法入門』（第一法規、2019年）137頁。ただしフランスの伝統として、検察官は裁判官と同じ司法官（magistrat）とされる（「司法官一体」）。

- 白取『前掲書』（註6）181頁。
- 9）田宮『前掲書』（註2）26頁。
- 10）フィーニー他『前掲書』（註5）225頁。
- 11）法執行機関は、市の警察、カウンティの保安官、州の警察機関等様々である。ローク・M・リード、井上正仁、山室恵『米国の刑事手続』（有斐閣、1987年）36-44頁。ドイツでは、刑事手続は連邦法の管轄に属するが、警察法は州法の管轄であり、具体的な警察活動については当該州の規定も適用される。金尚均他『ドイツ刑事法入門』（法律文化社、2015年）119頁。
- 12）同上、11頁。
- 13）山本和昭「判例研究 消極的訴訟条件としての二重起訴とその補正 [東京地裁平成20.5.22判決]」『専修ロージャーナル』第5号（2010年）190-191頁。
- 14）同上。
- 15）同上。平野『前掲書』（註3）97頁。
- 16）寺崎嘉博『訴訟条件論の再構成—公訴権濫用論の再生のために—』（成文堂、1994年）70頁。
- 17）ただしそれは必ずしも、被告人の利益となる二度目の審理を禁止してはいない。小島淳「二重の危険の成立過程」『早稲田法學』第76巻2号（2000年）292頁。
- 18）Law Commission (United Kingdom), *Double Jeopardy and Prosecution Appeals* (Law Com No. 267, 2001), para. 2.6. See also, United States, *Green v. United States*, 355 U.S. 184, 187-188 (1957).
- 19）Christine Van Den Wyngaert and Tom Ongena, “Ne bis in Idem Principle, Including the Issue of Amnesty,” in Antonio Cassese, Paola Gaeta and John R. W. D. Jones (eds.), *The Rome Statute of the International Criminal Court: A Commentary* (Oxford University Press, 2002), p. 707.
- 20）ヴェルナー・ボイルケ／加藤克佳、辻本典夫訳「ドイツ刑事訴訟法（一）」『近畿大学法学』第62巻1号（2014年）196-197頁。
- 21）ステファニ他『前掲書』（註4）247-255頁。
- 22）同上、233-247頁。
- 23）日本裁判所法16条（高等裁判所）、24条（地方裁判所）、31条（家庭裁判所）33条（簡易裁判所）等。
- 24）ロクシン『前掲書』（註8）199頁。
- 25）同上。
- 26）松尾浩也監『条解 刑事訴訟法〔第四版〕』（弘文堂、2009年）953頁；田口守一「338条 公訴棄却の判決」河上和雄他編『大コンメンタール刑事訴訟法〔第二版〕第八巻』（青林書店、2011年）285-286頁。
- 27）ロランドV. デル＝カーメン／樺島正法、鼎博之訳『アメリカ刑事手続法概説—捜査・裁判における憲法支配の貫徹』（第一法規、1994年）2-6頁。
- 28）連邦法で訴追された犯罪行為について州で重ねて訴追することを禁じる州法を設定している州もある。同上、9頁。
- 29）*United States Attorney’s Manual* (revised in 1997), 9-2.031: Dual and Successive Prosecution Policy.
- 30）See e.g., M. Cherif Bassiouni, *Introduction to the International Criminal Law*, 2<sup>nd</sup> revised version (Martinus Nijhoff Publishers, 2012), p. 544.
- 31）機関立ち上げ時の最初の主任検察官には、南アフリカ真実和解委員会の元委員や国内での大規模組織犯罪訴追担当経験のある元検察官等、中核犯罪事件処理経験者が選出されてきた。See, David M.

- Crane, Leila N. Sadat and Michael P. Scharf, *The Founders: Four Pioneering Individuals Who Launched the First Modern-Era International Criminal Tribunals* (Cambridge University Press, 2018).
- 32) See, e.g., IT-95-14-AR108bis (29 October 1997), para. 26.
- 33) *Ibid.*, para. 26.
- 34) ICC-02/05-01/09-397-Anx1-Corr (17 May 2019), paras. 441-445.
- 35) Antonio Cassese and Paola Gaeta, *Cassese's International Criminal Law*, 3<sup>rd</sup> edition (Oxford University Press, 2013), p. 291.
- 36) 第二次大戦直後の国際軍事法廷 (IMT) や極東国際軍事法廷 (IMTFE) は、戦勝国が協働して敗戦国に対する刑事訴追を行うという性格を有していたため、戦勝国間での競合する管轄権の問題は考えられず、また敗戦国は戦勝国による刑事訴追の結果を受諾させられたという事実上の理由から、対象国との管轄権の競合の問題にもほとんど関心は払われてこなかった。そのため、IMT や IMTFE の憲章には、諸国家との管轄権の競合を明示的に規律するような規定は盛り込まれていない。
- 37) Bartram Brown, "Primacy or Complementarity: Reconciling the Jurisdiction of National Courts and International Criminal Tribunals," *Yale Journal of International Law*, Vol. 23 (2005), p. 394.
- 38) 優先性を具体化するための諸条件は、ICTY と ICTR で異なっている。ICTY の手続証拠規則 9 および ICTR の手続証拠規則 9 参照。
- 39) ICTR-96-7-D (17 May 1996), para. 11.
- 40) *Ibid.*, para. 12.
- 41) 一方、ロシアや中国等は、国内法制は不要と見ていた。UN Doc. A/55/273-S/2000/777 (7 August 2000), para. 248. See also, Dagmar Stroh, "State Cooperation with the International Criminal Tribunals for the Former Yugoslavia and for Rwanda," *Max Planck Yearbook of United Nations Law*, Vol. 5 (2001), p. 271, notes. 60, 61.
- 42) 例えば、ドイツ、フランス、イギリス、オーストリア等。 *Ibid.*, p. 276.
- 43) José Luis de la Cuesta, "Concurrent National and International Jurisdiction and the Principle 'Ne Bis in Idem'", *Revue Internationale de Droit Pénal*, Vol. 73 (2002), p. 729.
- 44) 例えば、逮捕状発付時における職権での審査、受理許容性に対する申立て、犯罪事実確認手続等。
- 45) ICC-01/04-01/07-1497 (25 September 2009), paras. 1, 75-79.
- 46) 越智萌「検察官対サイフ・アル＝イスラーム・カダフィ事件（国際刑事裁判所（第一予審裁判部）受理許容性に関する決定、二〇一三年五月三日）」『阪大法学』第 64 巻 1 号（2014 年）237-250 頁参照。
- 47) 国際刑事司法における二重裁判禁止の範囲と適用例外については以下参照。越智萌「国際刑事司法における二重裁判禁止の範囲：一般国際法としての一事不再理の規範内容に関する一考察」『ノモス』第 39 号（2016 年）117-152 頁；越智萌「国際刑事司法における恩赦と一事不再理の適用例外—「不処罰との闘い」構想の具体化の反映として—」『国際公共政策研究』第 23 巻 1 号（2018 年）75-96 頁。
- 48) *Revised Manuals on the Model Treaty on Extradition and on the Model Treaty on Mutual Assistance in Criminal Matters* (8 December 2002), para. 99.
- 49) 国内での訴追を急ぐことの弊害に関して、越智萌「国際刑事裁判所 (ICC) の訴追体制における制度的課題—被疑者の権利救済の観点から—」『国際法外交雑誌』第 113 巻 4 号（2015 年）123-148 頁参照。
- 50) 国際刑事司法における欠席裁判禁止原則については、以下参照。越智萌「国際刑事司法における欠席裁判禁止原則：中核犯罪訴追の前提が刑事手続の一般原則に与える影響に関する一考察として」

国際刑事司法における並行捜査および並行訴追の規律原則（越智）

『立命館国際研究』第34巻1号（2021年）27-48頁。

（越智 萌，立命館大学国際関係学部・国際関係研究科准教授）

## Principles Regulating Concurrent Investigations and Prosecutions in International Criminal Justice: Analyzing the Impact of the Premises of Core Crimes Prosecution on the General Principles of Criminal Procedure

At a national level, the issue of concurrent investigations or prosecutions has been regulated by various legal principles under domestic laws, including the principle of individuality of prosecution, prohibition of double prosecution or allocation of courts' jurisdiction. In international criminal justice on core crimes, where multiple states and international courts work together to gather information and evidence and to search for and arrest suspects, specific rules in the statutes of international courts regulate such situations. This article attempts to highlight the general principles that regulate concurrent investigations or prosecutions for core crimes. This research is part of a broader project to analyze the impact of the premises of core crimes prosecution on the general principles of criminal procedure. It first assesses relevant domestic principles and their rationales. It next introduces the features of investigation and prosecution of core crimes and overviews existing regulations under the statutes of international criminal courts and tribunals. It finally examines the applicability of domestic principles to this issue in international criminal justice and analyzes the impact of core crimes prosecution on the applicability of the principles of domestic laws.

(OCHI, Megumi, Associate Professor, College of International Relations and Graduate School of International Relations, Ritsumeikan University)